

証券コード 7378  
2026年1月9日  
(電子提供措置の開始日 2026年1月6日)

## 株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目3番1号  
株 式 会 社 ア シ ロ  
代表取締役社長 中 山 博 登

## 第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://asiro.co.jp/ir/stock/meething/>

上記の当社ウェブサイトにアクセスいただき、「第10回定時株主総会招集ご通知」を選択のうえ、ご覧ください。

### 【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7378/teiji/>

### 【東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名又は当社証券コード（7378）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、「第10回定時株主総会招集ご通知」を選択いただき、ご覧ください。

当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年1月26日（月曜日）午後7時までに議決権行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年1月27日（火曜日）午前11時（受付開始 午前10時30分）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿六丁目8番2号  
B1-Z新宿 1階 多目的ホール  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 1. 第10期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第10期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 監査等委員でない取締役1名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、議案につきまして賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いいたします。
2. ご出席される株主の皆様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。
3. 代理人により議決権を行使される場合には、議決権を有する他の株主1名を代理人として委任する場合に限られます。なお、同代理人は、本人の議決権行使書用紙に加えて、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
4. 電子提供措置事項に修正すべき事項が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
5. 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、次に掲げる事項は記載しておりません。
- ① 事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」  
② 連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」  
③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年1月27日（火曜日）  
午前11時（受付開始：午前10時30分）



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年1月26日（月曜日）  
午後7時到着分まで



### インターネットで議決権 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年1月26日（月曜日）  
午後7時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、2号議案

- 賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印

#### 第3号議案

- 全員賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に  
反対する場合 ➡ 「賛」の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

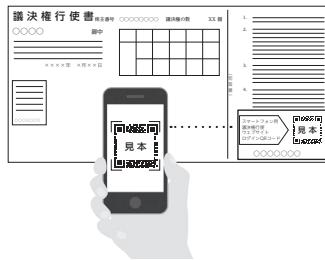
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

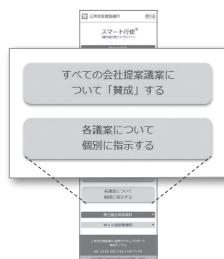
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



\*「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

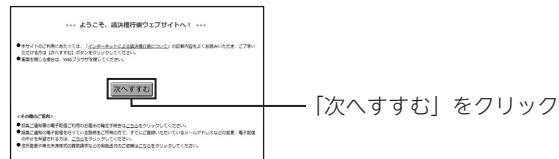
\*QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

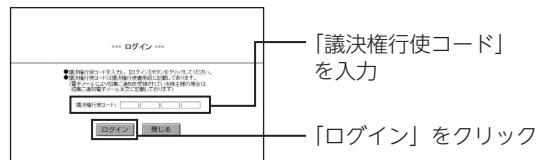
## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

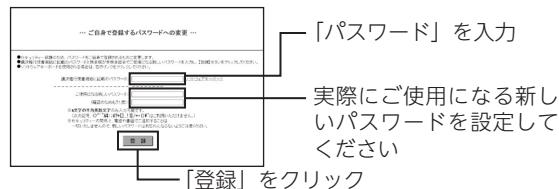
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を  
ご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を  
ご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

\*操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00～21:00)

# 事業報告

( 2024年11月1日から )  
2025年10月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、好調な企業収益や実質賃金の上昇などに伴う個人消費の緩やかな持ち直し、世界的なイベントの開催やインバウンド需要の高まりなど、景気回復の兆しが見られたものの、世界的な金融政策の不確実性や地政学的リスク、自然災害の頻発など、引き続き先行き不透明な状況が継続しております。

当社グループを取り巻くインターネット広告市場におきましては、前年である2024年の広告費は3兆6,517億円（前年比9.6%増加）となり、総広告費に占める構成比は47.6%に達しました。インターネット広告市場は一貫して成長を続けており、市場全体の拡大に寄与しております（出所:株式会社電通「2024年日本の広告費」）。

また、当社の主要顧客である弁護士業界においては、2024年3月時点で弁護士人口が45,808人と継続的に増加しており、法律サービスの供給能力が拡大しております。一方で、弁護士会等による法律相談件数は2023年度で約58.3万件（出所:日本弁護士連合会「弁護士白書2024年版」）と高い水準で推移しており、国民の法的サービスに対する潜在的需要は引き続き旺盛であります。これらの状況を背景として、弁護士人口の増加に伴い各弁護士事務所における新規顧客獲得競争が激化する一方、インターネットを活用した効率的な集客ニーズは構造的に高まり続けており、当社が展開する弁護士マッチングプラットフォームの市場機会は拡大を続けております。

このような事業環境のもと、当社グループは選択と集中による収益性向上を推進してまいりました。主力のメディア事業では、掲載枠数・顧客数の着実な純増に加え、サービスの高付加価値化による単価上昇が進展し、売上収益41.0%増、セグメント利益86.2%増と高い成長を実現いたしました。HR事業では事業の整理と業務効率化等の推進により初めてのセグメント黒字を達成し、保険事業では法人向け市場という新たな成長ドライバーの開拓に本格着手いたしました。

以上の結果、国際会計基準（IFRS）に準拠した当連結会計年度の業績は、売上収益は6,647,361千円（前年同期比41.6%増）、営業利益は1,419,373千円（同262.0%増）、税引前利益は1,415,248千円（同270.5%増）、非継続事業からの当期利益と合わせて当期利益

は990,779千円（同674.1%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は1,023,632千円（同620.1%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。なお、売上収益はセグメント間取引の相殺消去後の数値であります。

#### [メディア事業]

##### (リーガルメディア)

主力のリーガルメディアにおいては、新規顧客開拓を推し進めるとともに、解約率の引き下げ並びに既存顧客からの追加受注に注力した結果、2025年10月における掲載枠数は3,332枠（前年同月比5.9%増）、掲載顧客数は1,191件（同3.3%増）と着実に純増を続けております。また、当社プラットフォームの集客力向上に伴い、サービスの高付加価値化を推進した結果、平均単価の上昇に寄与いたしました。

この結果、リーガルメディアの売上収益は3,784,558千円（前年同期比53.8%増）、営業利益は1,558,846千円（同103.2%増）と、数量成長と単価上昇の相乗効果により高い成長を実現いたしました。

##### (派生メディア)

派生メディアにおいては、企業の採用意欲の高まりが継続していることを背景に、積極的な広告出稿と送客の質・量が評価され、転職メディア「キャリアズム」の案件数が大幅に増加いたしました。また、浮気調査のための探偵事務所を検索する「浮気調査ナビ」も引き続き好調に推移しております。その結果、当連結会計年度における問合せ総数は105,447件（前年同期比16.4%増）と順調に拡大いたしました。

この結果、派生メディアの売上収益は2,458,065千円（前年同期比25.0%増）、営業利益は475,745千円（同46.1%増）と着実に成長いたしました。

##### (メディア事業全般)

以上の結果、メディア事業全体の売上収益は6,242,624千円（前年同期比41.0%増）、セグメント利益は2,034,591千円（同86.2%増）となりました。

#### [HR事業]

人材紹介サービスにおいては、業務フローの改善や業務効率化等を推し進め、体制の最適化を図ってまいりました。2020年より開始した人材紹介サービスは、当初の弁護士に加えて、他士業の人材や管理部門人材にも取扱い職種の幅を広げ、法律事務所や事業会社等を中心とす

る取引先からのニーズに応え、サービスの質の向上と業務効率化を継続してまいりました。その結果、人材紹介サービスは引き続き堅調に売上収益を伸ばしており、初めてセグメント利益を計上するに至りました。

当連結会計年度において、2025年4月30日に人材派遣事業を営む連結子会社である株式会社ヒトタス（以下、ヒトタス）の全株式を同社代表取締役である鈴木輝氏に譲渡いたしました。HR事業につきましては、2023年10月より事務人材の人材派遣サービスを展開してまいりましたが、利益率の観点から当社として積極的に推進するサービスではなく、当社の他事業における顧客からの要望にお応えする範囲で運営していく方針がありました。一方、ヒトタスの代表取締役である鈴木氏が人材派遣サービスの可能性を感じており、自らの手で拡大していく意向を示したため、当社の取締役会にて検討した結果、鈴木氏に対して全株式を譲渡することが当社にとっても有益であると判断して当該譲渡の実行に至りました。この戦略的な事業整理により、HR事業は人材紹介サービスに注力する体制となり、収益性が大幅に改善いたしました。そのため、HR事業のうち人材派遣事業を非継続事業（注）に分類しております。

以上の結果、売上収益は335,297千円（前年同期比75.5%増）、セグメント利益は71,480千円（前年同期は116,004千円の損失）となりました。

（注）当社が適用しているIFRSでは当連結会計年度に株式譲渡された人材派遣事業は非継続事業として区分することとされております。そのため、上記に記載している連結経営成績及びセグメント別損益のうち、売上収益、営業利益及び税引前利益については非継続事業を除いた継続事業の金額を記載しております。

#### [保険事業]

株式会社アシロ少額短期保険が営む保険事業は、当連結会計年度より戦略的な事業構造の転換を推進することを目的として、これまでの個人向け弁護士費用保険から、より大きな市場機会が見込まれる法人向け保険への戦略的シフトを加速させるため、商品開発及び販売体制の構築に経営資源を集中投下いたしました。

具体的には、日本には約300万社を超える中小企業・個人事業主が存在し、その多くが法務リスクへの十分な備えを有していない現状を鑑みると、法人向け弁護士費用保険の潜在的な市場規模は個人向けを大きく上回ると考えております。この認識のもと、2025年7月に法人・個人事業主向け弁護士費用保険「bonobo(ボノボ)」の販売を開始いたしました。同商品は、顧客や取引先とのトラブル、従業員とのトラブル等、企業経営に関する法務リスクをサポートするものであり、弁護士利用時の費用の一部を補償するだけでなく、日頃の契約書確認や各種リーガルチェック等の法務業務を支援するサービスを付帯した商品となっております。

この方針のもと、個人向け保険については新規販促活動を停止し、今後は法人向け保険の販売チャネルの拡充と認知度向上施策を通じて中長期的な収益基盤を確立してまいります。

以上の結果、売上収益は69,440千円（前年同期比8.6%減）、セグメント損益は159,559千円の損失（前年同期は130,470千円の損失）となりました。当期の損失拡大は、法人向け保険の商品開発、システム構築、販売体制整備等への先行投資によるものであり、中長期的な成長に向けた戦略的な布石と位置付けております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において特記すべき設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

前記①のとおり、当社は、2025年4月30日付で、HR事業のうち人材派遣事業を営むヒトタスの全株式を同社代表取締役に譲渡しております。これにより、当連結会計年度において同社は当社の連結対象から除外されております。この株式譲渡は、当社グループの経営資源を高収益事業に集中させるための戦略的な事業ポートフォリオの最適化の一環として実施したものであり、HR事業の収益性向上に大きく寄与しております。

## (2) 財産及び損益の状況

① 直前3連結会計年度及び当連結会計年度における企業集団の財産及び損益の状況 (IFRS)

区分	第7期 (2022年10月期)	第8期 (2023年10月期)	第9期 (2024年10月期)	第10期 (当連結会計年度) (2025年10月期)
売上収益(千円)	2,201,586	3,197,782	4,694,121	6,647,361
営業利益(千円)	483,658	53,271	392,090	1,419,373
税引前利益(千円)	477,366	43,235	381,944	1,415,248
親会社の所有者に 帰属する当期利益(千円) 又は当期損失(△)	343,624	△12,397	142,160	1,023,632
基本的1株当たり 当期利益又は(円) 当期損失(△)	50.03	△1.69	19.62	140.51
資産合計(千円)	4,000,970	3,721,079	4,061,536	4,833,389
親会社の所有者に 帰属する持分(千円)	2,611,048	2,217,209	2,277,131	3,134,153
1株当たり親会社 所有者帰属持分(円)	342.07	306.59	312.89	429.93

(注) 当連結会計年度において、HR事業のうち人材派遣事業を非継続事業に分類しております。これにより、売上収益、営業利益、税引前利益は、非継続事業を除いた継続事業の金額を表示しています。なお、第9期についても同様に組み替えて表示しております。

② 直前3事業年度及び当事業年度における当社の財産及び損益の状況（日本基準）

区分	第7期 (2022年10月期)	第8期 (2023年10月期)	第9期 (2024年10月期)	第10期 (当事業年度) (2025年10月期)
売上高(千円)	2,169,887	3,096,559	4,619,966	6,579,453
経常利益(千円)	383,589	109,580	472,239	1,344,362
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	245,417	△237,793	113,207	799,596
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	35.73	△32.45	15.63	109.76
総資産(千円)	3,185,974	2,622,808	3,019,397	3,731,696
純資産(千円)	2,080,733	1,484,963	1,531,541	2,227,247
1株当たり純資産(円)	272.03	201.89	204.85	292.68

（3）重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

当連結会計年度において該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権 比率	主要な事業内容
株式会社アシロ少額短期保険	299,718	78.87%	少額短期保険業

(注) 1. 会社名、資本金、議決権比率、主要な事業内容欄は、2025年10月末日現在の情報を記載しております。

2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、インターネット広告市場の継続的な成長、増加基調にある弁護士人口及び法律相談需要がある一方、技術革新の加速、顧客ニーズの多様化、競合他社との競争激化など、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応することが求められております。こうした状況のなか、当社グループは、中長期的に実現すべき成長の目安として2030年10月期の売上収益200億円の達成を掲げております。これにあたり、当社グループが対処すべき主要な課題を以下のとおり認識し、その解決に取り組んでまいります。

##### ① メディア事業における収益基盤の安定化と競争優位性の強化

当社グループがサービス提供しているリーガルメディアでは、弁護士人口の増加（2024年45,808人）と法律相談需要の高水準（年間58.3万件）という市場拡大を背景に、引き続き掲載枠数及び顧客数の拡大を図ってまいります。一方、2025年10月期においては大口顧客による高単価商品の採用が業績に大きく寄与した反面、特定顧客への依存度が高まり、業績のボラティリティが増大いたしました。

このため、適切なポートフォリオの構築という観点から、前述の高単価商品の提供も継続しつつも、中小規模の弁護士事務所・法律事務所の開拓強化、商品ラインナップの多様化、解約率の低減施策（顧客満足度向上、効果測定の可視化等）の推進及び新規収益源の確立等を通じて、収益基盤の分散化と安定化を図ってまいります。

派生系メディアについては、キャリア相談サイト「キャリズム」、浮気調査ナビ等において、問合せ件数の大幅増加を収益に確実に結びつけるため、マッチング精度の向上、顧客企業の開拓強化、マネタイズモデルの最適化を推進してまいります。

さらに、生成AI技術の進展、検索エンジンの仕様変更等の技術環境変化に対応するため、SEO対策の高度化、コンテンツの質的向上、エンジニアリング体制の強化を継続的に実施してまいります。

##### ② 事業領域の拡大による新たな収益源の確保

当社グループの売上収益の大半がメディア事業に係る売上収益となり、当社グループの持続的かつ安定的な企業価値の向上のために、収益源となる事業の多様化が必要であると認識しております。HR事業においては、今後は、弁護士に加え、他の士業専門職、及び法務・経理・人事等の企業管理部門人材へと紹介対象を拡大し、専門人材マーケットにおける存在感を高めてまいります。

保険事業においては、株式会社アシロ少額短期保険が2025年7月より販売を開始した法人向

け弁護士費用保険「bonobo（ボノボ）」の普及拡大に注力してまいります。本商品は、中小企業・個人事業主（潜在市場約300万社）が直面する法的リスク（契約トラブル、債権回収、労務問題への相談等）に対する保険ニーズを捉えたものであります。本商品の本格的な販売・展開に向けて、2026年10月期は販売代理店の開拓強化及び自社販売体制の整備を最重要課題として取り組み、顧客基盤の拡大と収益の多様化を実現してまいります。

### ③ 組織体制の強化

当社グループは、今後の更なる成長のため、人員確保と組織体制の整備が重要な課題であると認識しております。営業担当者やカスタマーサクセス担当者の採用に加えて、メディアサイトの集客力向上を図る為のウェブマーケティング人材、開発を迅速に進める為のエンジニア、UI/UXの改善を図る為のデザイナー、HR事業のRA・CA等の採用も適時に進めていく必要があります。

これらの人材確保にあたっては、中途採用に加えて新卒採用も積極的に行っております。また、従業員からの紹介制度の充実やソーシャルメディアの活用等、採用方法の多様化も図ることで、着実に組織体制の整備を進めております。

さらに、事業規模の拡大及び新規事業の立ち上げに伴い、小規模組織特有のリスク（業務属人化等）を低減するため、業務の標準化・マニュアル化、権限委譲の推進、内部統制システムの整備を進め、持続的成長を支える強固な経営基盤を構築してまいります。

### ④ 運営サイトの安定的な稼働

当社グループは、メディア事業等においてウェブサイトの運営を行っており、運営サイトの安定的な稼働が重要な課題と認識しております。

このため、システム保守体制の構築、運営サイトのユーザー数の増加に対応できるシステム環境の整備、及び情報システムセキュリティの維持により、運営サイトの安定的な稼働に努めてまいります。

### ⑤ リスク管理体制の強化

当社グループは、ユーザーの個人情報及び顧客企業の機密情報を多数保有しており、これらの適切な管理は社会的責任であると認識しております。情報セキュリティ体制の継続的な強化、従業員教育の徹底、最新のセキュリティ技術の導入等により、情報漏洩リスクの最小化に努めてまいります。

さらに、職業安定法（有料職業紹介事業許可）、個人情報保護法、景品表示法、弁護士法・弁

護士会広告規制、保険業法等、当社事業に関連する各種法令の遵守は事業継続の大前提であります。これらの法令・規制等の動向を踏まえつつ、法務部門の体制強化、外部専門家との連携強化、社内研修の実施等により、コンプライアンス意識の徹底とリスクの未然防止に取り組んでまいります。

#### (5) 主要な事業内容（2025年10月31日現在）

当社グループは、当社及び当社の連結子会社1社により構成されております。当社グループは、デジタル技術やウェブマーケティングノウハウを活用して、インターネット上で情報提供する「メディア事業」に加え、「HR事業」及び「保険事業」を主要事業としております。

##### ① メディア事業

「メディア事業」は、弁護士を主な顧客とする「リーガルメディア」と、弁護士以外の広告主を顧客とする「派生メディア」に分類されます。「リーガルメディア」の収益は主に月額定額の掲載料収入（サイト内の有料広告の掲載枠数に、月額定額の掲載枠単価を乗じた金額）であり、掲載枠数の増加に比例して収益が伸長するストック型の収益構造であることから、安定的な成長を目指すことができるビジネスモデルとなっております。また、「派生メディア」の収益は成果報酬型の収益構造であり、高い成長率を目指すことができるビジネスモデルとなっております。

##### ② HR事業

メディア事業を拡大する中で蓄積した弁護士業界のネットワークや知見、インターネット上の求職者の集客ノウハウを活かし、2020年より主に弁護士有資格者的人材紹介サービスを提供する「HR事業」を開始しました。現在は、人材紹介の対象を弁護士のほか、公認会計士や税理士といった士業人材や管理部門人材に拡大しております。

##### ③ 保険事業

少額短期保険業を営んでいる株式会社アシロ少額短期保険（旧 株式会社カイラス少額短期保険、2022年9月に社名変更）の株式を2022年4月28日に追加取得して連結子会社化することにより、「保険事業」を開始いたしました。同社では、主に個人を対象とした、日常生活の中で遭遇したトラブルの解決を弁護士に依頼したときに生じる費用の一部を保険金で補償する保険の販売に注力しておりましたが、2025年7月から、法人・個人事業主向け弁護士費用保険「bonobo(ボノボ)」の販売を開始しております。

## (6) 主要な営業所（2025年10月31日現在）

### ① 当社

本	社	東京都新宿区
---	---	--------

### ② 子会社

株式会社アシロ少額短期保険	本社（愛知県名古屋市）
---------------	-------------

(注) 株式会社アシロ少額短期保険は、2025年12月1日をもって、本社を東京都新宿区に移転しております。

## (7) 従業員の状況（2025年10月31日現在）

### ① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
メディア事業	76 (7)名	10名増 (1名減)
HR事業	22 (-)	46名減 (-)
保険事業	12 (-)	6名増 (-)
全社（共通）	17 (-)	4名増 (-)
合計	127 (7)	26名減 (1名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ社への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、平均臨時雇用者数（アルバイト・パートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員を除く。）は、年間の平均雇用人員（労働時間を1日8時間で換算し小数点第一位を四捨五入）を（ ）外数で記載しております。
2. メディア事業及び保険事業において従業員数が前期末と比べてそれぞれ10名及び6名増加しておりますが、これは主に事業の拡大に伴う増員によるものであります。
3. HR事業において従業員数が前期末と比べて46名減少しております。これは、HR事業のうち人材紹介事業については主に事業の拡大に伴って人員が増加したものの、HR事業に含まれていた人材派遣事業を営む子会社のヒタスの全株式を譲渡したことで同社がグループ外となったことにより人員が大きく減少したためであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
115 (7)名	17名増 (1名減)	30.1歳	2.5年

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ社への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、平均臨時雇用者数（アルバイト・パートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員を除く。）は、年間の平均雇用人員（労働時間を1日8時間で換算し小数点第一位を四捨五入）を（ ）外数で記載しております。
2. 従業員数が前期末と比べて17名増加しておりますが、主に事業の拡大に伴って人員が増加したためあります。

**(8) 主要な借入先の状況 (2025年10月31日現在)**

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	258,825千円
株式会社千葉銀行	58,325千円
株式会社みずほ銀行	30,000千円

- (注) 1. 株式会社りそな銀行の借入額には第1回無担保社債の残高が含まれております。
2. 株式会社みずほ銀行の借入額は第2回無担保社債の残高であります。
3. 上記の借入額は、日本基準に従って計上した額となります。

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2025年10月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 24,000,000株  
② 発行済株式の総数 7,380,568株

(注) 自己株式90,619株を含んでおります。

- ③ 株主数 5,329名  
④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
中山 博 登	1,872,897株	25.69%
松田 健太郎	227,000株	3.11%
大東特殊電線株式会社	192,400株	2.64%
INTERACTIVE BROKERS LLC	173,100株	2.37%
西川 晶	161,000株	2.21%
野村證券株式会社	127,200株	1.74%
阿部 重成	95,000株	1.30%
山本 雄太	94,489株	1.30%
楽天証券株式会社共有口	89,400株	1.23%
J P モルガン証券株式会社	81,000株	1.11%

(注) 1. 当社は、自己株式を90,619株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除し、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）	当社普通株式 5,056株	1名

(注) 当社は、2025年3月14日開催の取締役会決議に基づき、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）1名、上級執行役員3名及び執行役員1名に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、自己株式の処分の方法で、譲渡制限付株式として当社普通株式 合計12,108株を付与しております。上記は、この自己株式の付与の方法で行われた譲渡制限付株式の付与のうち、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）に対する付与の内訳であります。

**(2) 会社役員の状況**

① 取締役の状況（2025年10月31日現在）

会社における 地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状 況	当 社 と の 兼 職 先 係
代表取締役社長	中山 博登	(株)アシロ少額短期保険 取締役	当社の連結子会社であります。
取 締 役 監 査 等 委 員 ( 常 勤 )	田中 一吉	(株)アシロ少額短期保険 監査役	当社の連結子会社であります。
取 締 役 監 査 等 委 員	麻生 要一	(株)アルファドライブ 代表取締役 (株)ゲノムクリニック 代表取締役 (株)アミューズ 取締役 (株)ユニッジ 代表取締役 (株)Ambitions 代表取締役	重要な取引その他の関係はありません。
取 締 役 監 査 等 委 員	横山 信	—	—

- (注) 1. 取締役監査等委員 田中一吉氏、麻生要一氏及び横山信氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有及び内部監査室と監査等委員との十分な連携を可能にするため、田中一吉氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役監査等委員 横山信氏は、事業会社での経理業務や内部統制関連業務に係る豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、田中一吉氏、麻生要一氏及び横山信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 取締役 川村悟士氏は、第9回定時株主総会の終結時をもって任期満了により退任いたしました。ま

た、取締役監査等委員 大村由紀子氏は、第9回定時株主総会の終結時をもって辞任により退任いたしました。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額を限度としております。

#### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者である当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されており、保険料は全額当社が負担しております。被保険者の背信行為もしくは犯罪行為又は故意による法律違反に起因する損害賠償請求や、保険開始日前に既に発生している損害賠償請求等は当該保険契約により補填されません。

#### ④ 取締役の報酬等に関する事項

##### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年1月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について任意の指名・報酬委員会からの答申を受けております。

取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、任意の指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

###### i. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主価値と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、役割と責任に応じて定めた基本報酬及

び非金銭報酬としての株式報酬で構成するものとする。なお、監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職務に鑑み基本報酬のみとする。

#### ii . 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は金銭報酬とし、株主総会決議により承認された報酬限度額の範囲内で、売上収益、営業利益、従業員人件費等の当社の業績指標や他社の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。なお、基本報酬は月例の固定報酬として支給し、毎年一定の時期に報酬等の額の水準の見直しを行うものとする。

#### iii . 株式報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

株式報酬は、株主価値と連動した企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、譲渡制限付株式及びストックオプションとしての新株予約権の双方又はいずれかを付与することができるものとする。株式報酬の内容、個人別の付与数及び付与時期は、株主総会決議により承認された内容、報酬限度額及び上限付与数の範囲内で、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、総合的に勘案して決定するものとする。

#### iv . 基本報酬及び株式報酬の取締役の個人別報酬等の額に対する割合決定に関する方針

基本報酬及び株式報酬の割合については、全体として、各職責を踏まえた適正水準でありかつ企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主総会決議により承認された報酬限度額の範囲内で決定する。

#### v . 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

基本報酬及び株式報酬の決定については、業務執行取締役が指名・報酬委員会（指名・報酬委員会の構成員は代表取締役及び社外役員とする。）に対して報酬案を提案し、指名・報酬委員会が審議した後、取締役会が決定するものとする。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	59,945千円 (-)	53,946千円 (-)	-千円 (-)	5,999千円 (-)	2名 (-)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	16,500千円 (16,500)	16,500千円 (16,500)	- (-)	- (-)	4 (4)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 当社は、監査等委員でない社外取締役を選任しておりません。  
 3. 上記の報酬等には、第9回定時株主総会の終結時をもって退任した監査等委員でない取締役1名及び監査等委員である社外取締役1名に係る報酬等が含まれております。  
 4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」とおりであります。2024年1月26日開催の第8回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は年額30,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議されており、当該決議に基づいて当社の株式を交付しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は2名（うち、社外取締役は無し）であります。また、当事業年度における交付状況は「2. 会社の現況 (1) 株式の状況 ⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況」に記載しております。  
 5. 当社が監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）に対して当事業年度に付与した株式の金銭的評価額（付与時の株価）は総額7,998千円であり、そのうち当事業年度に株式報酬費用として計上した額を上記の非金銭報酬等に記載しております。  
 6. 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2024年1月26日開催の第8回定時株主総会で決議された年額150,000千円以内であります。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は2名（うち、社外取締役は無し）であります。  
 7. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2024年1月26日開催の第8回定時株主総会で決議された年額50,000千円以内であります。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外取締役は4名）であります。  
 8. 当事業年度において、社外役員が、役員を兼任する当社の子会社等から役員として受けた報酬等はありません。

## ⑤ 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

前記「(2) 会社役員の状況 ① 取締役の状況」に記載のとおりです。この社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当社との間には、重要な取引関係その他特記すべき関係はありません。また、社外役員は、当社又は主要取引先等特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者である者を除きます。）の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者に当たりません。

### □. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	田中一吉	当事業年度開催の取締役会19回のうち19回（100%）、監査等委員会18回のうち18回（100%）に出席いたしました。取締役会では、内部統制関連業務や情報セキュリティ関連業務に係る豊富な経験を活かした専門的見地から、必要に応じて発言及び指摘等を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	麻生要一	当事業年度開催の取締役会19回のうち19回（100%）、監査等委員会18回のうち18回（100%）に出席いたしました。社内起業支援やスタートアップのインキュベーションの経験を数多く積んでおり、取締役会では、事業立ち上げの専門家としての豊富な経験と高い見識を活かした専門的見地から、必要に応じて発言及び指摘等を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	横山信	当事業年度開催の取締役会19回のうち19回（100%）、監査等委員会18回のうち18回（100%）に出席いたしました。取締役会では、事業会社での経理業務や内部統制関連業務に係る豊富な経験を活かした専門的見地から、必要に応じて発言及び指摘等を行っております。

(注) 第9回定時株主総会の終結の日の翌日から当事業年度の末日までの期間に在任している社外役員について記載しております。

### (3) 会計監査人の状況

- ① 名称 太陽有限責任監査法人

(注) 2025年1月28日開催の第9回定時株主総会において、当社の会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人は退任いたしました。

- ② 報酬等の額

	太陽有限責任監査法人	EY新日本有限責任監査法人	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41,975千円	1,300千円	43,275千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	41,975千円	1,300千円	43,275千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。  
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

## ⑤ 会計監査人の過去2年間に受けた業務停止処分

太陽有限責任監査法人は、2024年1月1日から3月31日の間、金融庁より新規の契約締結を停止する旨の業務停止命令を受けております。なお、同法人は監査品質の向上と課題の抜本的解決のため、透明性を確保したガバナンス機能の強化、組織体制の変更、組織風土の改革、人事制度の見直し及び監査現場の改革等の施策を実施しております。また、2024年7月1日に金融庁に提出した業務改善報告をもって金融庁に対する業務改善報告は終了しております。

## 3. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、定めておりません。

しかしながら、当社株式の大規模買付を行おうとする者が出現した場合には、当該買付行為の是非について、取締役会等の意見を開示するなど、速やかに適切な対応を講じてまいります。

## 4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、M&Aを含む戦略的投資を優先的に実行することで持続的な利益成長や企業価値向上を実現することが、株主に対する最大の利益還元に繋がると考えております。一方で多様な株主の期待に応える為、適切な水準での株主還元も重要であると認識しております。

上記の認識に基づき、戦略的投資にあたって必要な内部留保を確保した上で、配当性向30%程度を基準とした安定的かつ継続的な配当を行い、株主還元の充実を図ってまいります。なお、内部留保については自己資本比率40%～70%程度を適切な水準とし、過度な内部留保は抑制するとともに、ROE（自己資本利益率）10%以上を目標としてまいります。

また、投資機会や市場環境、内部留保の水準などを踏まえた上で、株主還元やM&Aの対価といった観点から自己株式の取得是非については機動的に検討してまいります。

## 連結財政状態計算書

(2025年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 额	科 目	金 额
<b>資 产</b>		<b>负 債</b>	
<b>流 動 资 产</b>		<b>流 動 负 債</b>	
現金及び現金同等物	2,466,157	仕入債務及びその他の債務	565,374
売上債権及びその他の債権	820,222	社債及び借入金	125,780
その他の流動資産	43,328	保険契約負債	74,201
その他の金融資産	5,063	未払法人所得税	343,908
流動資産合計	3,334,771	リース負債	80,967
		その他の金融負債	63,625
		その他の流動負債	220,927
		流動負債合計	1,474,782
<b>非 流 動 资 产</b>		<b>非 流 動 负 債</b>	
有形固定資産	46,227	社債及び借入金	217,628
使用権資産	61,079	リース負債	894
のれん	1,138,725	非流動負債合計	218,522
無形資産	12,183	<b>负 債 合 计</b>	1,693,304
その他の金融資産	147,692	<b>資 本</b>	
繰延税金資産	85,762	資本 本金	610,556
その他の非流動資産	6,950	資本 剰余金	694,990
非流動資産合計	1,498,618	利益 剰余金	1,888,950
		自己株式	△62,043
		その他の資本の構成要素	1,698
		親会社の所有者に 帰属する持分合計	3,134,153
		非支配持分	5,932
		<b>資 本 合 计</b>	3,140,085
<b>資 产 合 计</b>	<b>4,833,389</b>	<b>负 債 及 び 资 本 合 计</b>	<b>4,833,389</b>

(注) 金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結損益計算書

(2024年11月1日から)  
(2025年10月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
継 続 事 業	
売 上 収 益	6,647,361
売 上 原 価	4,022,569
売 上 総 利 益	<b>2,624,792</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,213,863
そ の 他 の 収 益	11,633
そ の 他 の 費 用	3,189
営 業 利 益	<b>1,419,373</b>
金 融 収 益	4,049
金 融 費 用	8,173
税 引 前 利 益	<b>1,415,248</b>
法 人 所 得 税 費 用	464,413
継 続 事 業 か ら の 当 期 利 益	<b>950,835</b>
非 継 続 事 業	
非 継 続 事 業 か ら の 当 期 利 益	39,944
当 期 利 益	990,779
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	1,023,632
非 支 配 持 分	△32,853

(注) 金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

# 貸借対照表

(2025年10月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,259,386	流 動 負 債	1,284,776
現 金 及 び 預 金	2,370,020	買 掛 金	482,860
売 掛 金	825,633	未 払 金	82,698
前 払 費 用	51,927	未 払 費 用	63,585
短 期 貸 付 金	9,000	一年以内償還予定社債	70,000
未 収 入 金	19,572	一年内返済予定長期借入金	57,477
そ の 他	469	未 払 法 人 税 等	346,419
貸 倒 引 当 金	△17,235	未 払 消 費 税 等	136,021
固 定 資 産	471,692	前 受 金	14,780
有 形 固 定 資 産	46,227	預 金	26,480
建 物 及 び 附 屬 設 備	23,367	賞 与 金	2,316
工 具、器 具 及 び 備 品	22,860	そ の 他	2,142
無 形 固 定 資 産	154,523	固 定 負 債	219,673
の れ ん	142,341	社 債	35,000
商 標 権	1,547	長 期 借 入 金	184,673
ソ フ ト ウ エ ア	10,635	負 債 合 計	1,504,449
投 資 そ の 他 の 資 産	270,941	(純 資 産 の 部)	
関 係 会 社 株 式	63,590	株 主 資 本	2,133,646
長 期 未 収 入 金	12,956	資 本 金	610,556
長 期 貸 付 金	24,963	資 本 剰 余 金	655,997
敷 金	107,541	資 本 準 備 金	95,642
繰 延 税 金 資 産	66,742	そ の 他 資 本 剰 余 金	560,354
そ の 他	1,627	利 益 剰 余 金	929,135
貸 倒 引 当 金	△6,478	利 益 準 備 金	9,503
繰 延 資 産	618	そ の 他 利 益 剰 余 金	919,632
社 債 発 行 費	618	繰 越 利 益 剰 余 金	919,632
資 产 合 计	3,731,696	自 己 株 式	△62,043
		新 株 予 約 権	93,601
		純 資 産 合 計	2,227,247
		負 債 純 資 産 合 計	3,731,696

(注) 金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2024年11月 1日から)  
(2025年10月31日まで)

(単位 : 千円)

科 目	金	額
売 上 高		6,579,453
売 上 原 価		3,996,961
売 上 総 利 益		2,582,492
販売費及び一般管理費		1,254,447
営 業 利 益		1,328,044
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,767	
経 営 管 理 料 等	14,477	
報 獎 金	6,777	
そ の 他	1,362	25,382
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,973	
社 債 利 息	676	
支 払 手 数 料	2,113	
違 約 金	2,700	
そ の 他	603	9,065
経 常 利 益		1,344,362
特 別 利 益		
関係会社株式売却益	17,672	
資産除去債務戻入益	33,960	51,632
特 別 損 失		
関係会社株式評価損	165,611	
固 定 資 産 除 却 損	271	165,883
税引前当期純利益		1,230,111
法人税、住民税及び事業税	432,183	
法 人 税 等 調 整 額	△1,667	430,516
当 期 純 利 益		799,596

(注) 金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年12月22日

株式会社アシロ  
取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中野秀俊
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 辻充博

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アシロの2024年11月1日から2025年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社アシロ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

連結注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年12月22日開催の取締役会において、自己株式の取得を行うことを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年12月22日

株式会社アシロ  
取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中野 秀俊  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辻 充博  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アシロの2024年11月1日から2025年10月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年12月22日開催の取締役会において、自己株式の取得を行うことを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年11月1日から2025年10月31日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年12月22日

株式会社アシロ 監査等委員会

常勤監査等委員

田 中 一 吉 ㊞

監査等委員

麻 生 要 一 ㊞

監査等委員

横 山 信 ㊞

(注) 監査等委員 田中一吉、麻生要一及び横山信は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

当社現行定款の一部を以下のとおり変更いたしたいと存じます。

#### 1. 提案の理由

当社グループの現行の事業実態に合わせて事業目的の記載をより明確かつ具体的に変更するとともに、今後の事業展開及び収益機会の拡大に備えて新たな事業目的を追加すること及びこれらの変更に伴う字句の修正等の所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。 (1) インターネット上のウェブサイトの管理・運営 (2) 広告代理業 (3) ~ (9) (条文省略) <u>(10) ソフトウェア販売業</u> (新設)	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。 (1) インターネット上のウェブサイト <u>及び各種情報提供サービスの企画、制作、管理及び運営</u> (2) <u>広告、宣伝並びに各種販売促進に関する企画、制作及び広告代理業</u> (3) ~ (9) (現行どおり) <u>(10) コンピュータソフトウェア及び情報システムの企画、設計、開発、販売、保守、管理、運営並びにそれらの受託</u> (11) <u>マーケティングリサーチ並びに各種情報の収集、処理及び分析に関する業務</u> (12) <u>情報コンテンツの企画、編集、制作並びに提供</u> (13) ~ (14) (現行どおり)
(新設)	
<u>(11) ~ (12) (条文省略)</u>	

## 第2号議案 監査等委員でない取締役1名選任の件

本総会の終結の時をもって監査等委員でない取締役1名が任期満了となります。

つきましては、監査等委員でない取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。監査等委員でない取締役候補者は、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会において決定したものです。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から、監査等委員でない取締役候補者が当社の取締役として適任であるとの意見を得ております。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
なかやまひろと 中山博登 (1983年3月16日)  再任	2006年4月 (株)ワークポート入社 2007年4月 (株)幕末(現イシン株)入社 2009年11月 (株)アシロ(旧会社)設立、代表取締役 2016年5月 (株)ASIRO(現当社)代表取締役社長(現任) 2024年6月 (株)アシロ少額短期保険 取締役(現任)	1,872,897株

【監査等委員でない取締役候補者とした理由】

中山博登氏は、創業経営者として強いリーダーシップや卓越した先見の明、果断な決断力、迅速な実行力により当社グループを牽引してまいりました。同氏が有する経営能力を活かすことで今後も当社グループの成長に寄与することができると判断したため、選任をお願いするものであります。

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当社は、候補者が選任された場合、任期途中に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。なお、当該保険契約の内容の概要是事業報告（2. 会社の現況 (2) 会社役員の状況 ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等）をご参照ください。
3. 当社は、優秀な人材の確保、職務執行の萎縮の防止のため、取締役候補者（監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役全員）との間で以下の内容を概要とする補償契約を締結することを予定しております。

(補償契約の内容の概要)

①補償する範囲

会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償いたします。

②職務の適正性が損なわれないようにするための措置

補償の要否及びその範囲等については、取締役会が判断を行うこととしております。

③補償の対象としない場合

- ・争訟費用のうち通常要する費用の額を超える部分
  - ・当社が損害金等を賠償するとすれば被補償者である取締役（以下「被補償者」といいます。）が当社に対して会社法第423条第1項の責任を負う場合には、損害金等のうち当該責任に係る部分
  - ・被補償者がその職務を行うにつき悪意または重大な過失があったことにより責任を負う損害金等の全部
- ④被補償者が補償金の全部または一部を当社に返還する場合
- ・被補償者が自己もしくは第三者の不正な利益を図りまたは当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合は、補償を受けた費用等の全部

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は本株主総会の終結の時をもって任期満了となり、田中一吉氏及び横山信氏の各氏は任期満了により退任いたします。つきましては、新任候補者2名を含む監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

各監査等委員である取締役候補者は、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会において決定したものであります。また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
1	高橋重雄 (1961年8月24日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>	1984年4月 本田技研工業(株)入社 2004年6月 同社熊本製作所事業管理部 事業企画課長 2008年6月 同社日本営業本部地域事業企画室 事業管理課長 2011年8月 広汽本田汽車有限公司 財務副部長 2014年1月 ピー・ティ・アストラ・ホンダ・モーターダイレクター 2016年6月 (株)ユタカ技研常勤監査役(社外) 就任 2021年8月 APB(株)常勤監査役就任	－株

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】  
 高橋重雄氏は、本田技研工業株式会社において32年間にわたり財務会計・管理会計・経営管理業務に従事するほか、上場企業の常勤監査役を務めることにより、上場企業における監査実務、コーポレート・ガバナンス、会計監査人との連携等について豊富な経験と高い見識を培っております。上記の経験及び見識をもとに、経営の執行に対して適切な提言と監督を行っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
2	<p>あそ 麻 生 要 一 (1983年4月6日)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	<p>2006年4月 (株)リクルート (現(株)リクルートホールディングス) 入社</p> <p>2018年2月 (株)アルファドライブ設立、代表取締役 (現任)</p> <p>2018年4月 (株)ゲノムクリニック設立、代表取締役 (現任)</p> <p>2019年3月 当社社外取締役</p> <p>2020年6月 (株)アミューズ取締役 (現任)</p> <p>2023年1月 (株)ユニッジ代表取締役 (現任)</p> <p>2023年2月 (株)NewsPicks for Business (現(株)Ambitions) 代表取締役 (現任)</p> <p>2024年1月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)</p>	-株

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

麻生要一氏は、社内起業支援やスタートアップのインキュベーションの経験を数多く積んでおり、当社に対して事業立ち上げの専門家としての豊富な経験と高い見識を活かした助言を行っております。上記の経験及び見識をもとに、経営の執行に対して適切な提言と監督を行っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)		所持する 当社の株式数
3	とうめたくや 東目拓也 (1986年1月7日)  新任	2012年1月 弁護士法人北浜法律事務所（東京事務所）入所 2015年4月 日本取引所自主規制法人上場管理部出向 2016年10月 弁護士法人北浜法律事務所（東京事務所）復帰 2021年1月 同所パートナー就任（現任） 2022年6月 株式会社アイダ設計社外取締役（現任） 2023年3月 株式会社ショーケース社外監査役		一株

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

東目拓也氏は、弁護士の資格を有しており、当社に対して法律家の立場から企業法務の分野を中心とした法令及びリスク管理等に係る豊富な知識と高い見識を活かした助言を行っていただけるものと判断しております。過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の経験及び見識をもとに、経営の執行に対して適切な提言と監督を行っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当社は、各候補者が選任された場合、任期途中に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。なお、当該保険契約の内容の概要は事業報告（2. 会社の現況 (2) 会社役員の状況 ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等）をご参照ください。
3. 麻生要一氏は、当社との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第29条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合にはこの責任限定契約を継続し、高橋重雄氏及び東目拓也氏とは新たに締結いたします。なお、これらの責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額となります。
4. 当社は、優秀な人材の確保、職務執行の萎縮の防止のため、取締役候補者（監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役全員）との間で以下の内容を概要とする補償契約を締結することを予定しております。

(補償契約の内容の概要)

①補償する範囲

会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償いたします。

②職務の適正性が損なわれないようにするための措置

補償の要否及びその範囲等については、取締役会が判断を行うこととしております。

③補償の対象としない場合

- ・争訟費用のうち通常要する費用の額を超える部分
- ・当社が損害金等を賠償するとすれば被補償者である取締役（以下「被補償者」といいます。）が当社に対して会社法第423条第1項の責任を負う場合には、損害金等のうち当該責任に係る部分
- ・被補償者がその職務を行うにつき悪意または重大な過失があったことにより責任を負う損害金等の全部

④被補償者が補償金の全部または一部を当社に返還する場合

- ・被補償者が自己もしくは第三者の不正な利益を図りまたは当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合は、補償を受けた費用等の全部

5. 高橋重雄氏、麻生要一氏及び東目拓也氏は、社外取締役候補者であります。
6. 麻生要一氏の社外取締役としての就任期間は、監査等委員会設置会社への移行前の就任期間を含め、本株主総会の終結の時をもって6年10か月となります。
7. 高橋重雄氏、麻生要一氏及び東目拓也氏は、当社の業務執行者又は役員であったことはありません。
8. 高橋重雄氏、麻生要一氏及び東目拓也氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
9. 高橋重雄氏、麻生要一氏及び東目拓也氏は、当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていることもあります。
10. 高橋重雄氏、麻生要一氏及び東目拓也氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
11. 当社は、麻生要一氏を、(株)東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員として同取引所に対して届け出しており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員とする予定です。また、高橋重雄氏及び東目拓也氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、新たに独立役員として届け出る予定です。

以上

# 定時株主総会会場ご案内図

## 会 場

BIZ新宿 1階 多目的ホール

BIZ新宿正面玄関通路は2階となっておりますので、階段を下り、会場へお越しください。

所在地 東京都新宿区西新宿六丁目8番2号

## 交 通

東京メトロ丸ノ内線

西新宿駅下車 徒歩約5分

都営大江戸線

都庁前駅下車 徒歩約6分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。